

# 国立大学法人岩手大学学長の解任に関する規則

令和3年10月8日 制定

令和6年1月24日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第17条第5項に基づき、国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う国立大学法人岩手大学学長（以下「学長」という。）の解任の申出等に関し、必要な事項を定める。

## (解任の事由)

第2条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、学長を解任すべきものとして決定することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため岩手大学の業務が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でない認められるとき。
- 四 その他学長たるに適しないと認められるとき。

## (解任の審査)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかにより学長解任の審査請求があった場合には、速やかに審査を行わなければならない。

- 一 教育研究評議会又は経営協議会において全構成員の3分の2以上の議決で学長解任の審査請求が議決されたとき。
  - 二 学長選考・監察会議の過半数の委員から学長解任の審査請求がなされたとき。
  - 三 国立大学法人岩手大学学長選考に係る意向聴取実施要領第2に掲げる意向投票投票資格者の3分の1以上の署名をもって学長解任の審査請求がなされたとき。
- 2 前項各号の規定により学長解任の審査請求を行う場合は、解任すべき理由を付した書面を学長選考・監察会議に提出しなければならない。
  - 3 学長選考・監察会議は、学長解任の審査に当たっては、学長に陳述の機会を与えるものとする。

## (意見の聴取)

第4条 学長選考・監察会議は、学長解任の審査の参考とするために、教育研究評議会及び経営協議会の委員の意見を聴取することができる。

(監事からの報告に対する対応)

第5条 学長選考・監察会議は、監事から国立大学法人法第11条の2に基づく報告を受けたとき、又は学長が第2条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

2 前項の学長からの報告を受けた結果、学長選考・監察会議の過半数の委員が必要と認めるときは、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず学長解任の審査を行うものとする。

(学長解任の議決)

第6条 学長選考・監察会議は、学長の解任審査の結果、第2条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、全構成員の3分の2以上の議決をもって学長を解任すべきものとして決定する。

(審査結果の通知)

第7条 学長選考・監察会議は、学長の解任審査を終了したときは、その結果を速やかに学長に通知するとともに、学内に周知する。

(解任の申出)

第8条 学長選考・監察会議は、学長を解任すべきものと決定したときには、速やかに文部科学大臣に学長解任の申出を行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長解任の手続に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。